

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外31名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

証 拠 説 明 書 (32)

令和7年7月7日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

堤

真 吾

外10名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。なお、被告において、下記の立証趣旨に直接関連する箇所を下線を引いた。

記

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地震，地盤，津波等）に関するもの）

乙B第143号証 浜岡原子力発電所4号炉 設計基準対象施設について

[表紙，目次，本文，別添]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 令和7年4月25日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告が、南海トラフ沿いのプレート間地震に伴う津波を考慮して策定した基準津波を踏まえ、新規制基準に沿った検討を行い、本件原子力発電所4号機の設計基準対象施設の耐津波設計についてその方針を取りまとめたこと及びその内容について証する。

乙B第144号証 浜岡原子力発電所4号炉 重大事故等対処設備について

[表紙，目次，本文]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 令和7年4月25日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告が、南海トラフ沿いのプレート間地震に伴う津波を考慮して策定した基準津波を踏まえ、新規制基準に沿った検討を行い、本件原子力発電所4号機の重大事故等対処設備の耐津波設計についてその方針を取りまとめたこと及びその内容について証する。

乙B第145号証 浜岡原子力発電所3号炉 設計基準対象施設について

[表紙, 目次, 本文, 別添]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 令和7年4月25日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告が、南海トラフ沿いのプレート間地震に伴う津波を考慮して策定した基準津波を踏まえ、新規制基準に沿った検討を行い、本件原子力発電所3号機の設計基準対象施設の耐津波設計についてその方針を取りまとめたこと及びその内容について証する。

乙B第146号証 浜岡原子力発電所3号炉 重大事故等対処設備について

[表紙, 目次, 本文]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 令和7年4月25日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告が、南海トラフ沿いのプレート間地震に伴う津波を考慮して策定した基準津波を踏まえ、新規制基準に沿った検討を行い、本件原子力発電所3号機の重大事故等対処設備の耐津波設計についてその方針を取りまとめたこと及びその内容について証する。

乙E号証（その他）

乙E第87号証 原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況

[1, 2, 11, 20～23頁]

作成者 原子力規制庁

作成年月日 令和7年4月2日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 本件原子力発電所4号機及び同3号機の各原子炉設置変更許可申請のプラント班審査に関し、現在同4号機の審査が行われており、同3号機の審査については、同4号機の審査の進捗を踏まえて同4号機との差分を中心に内容を確認していくとされていることを証する。

（原子力規制委員会のホームページからダウンロードした。）

以上

